国民健康保険料 子育て世帯減免の拡充について

概要 1

国民健康保険の均等割については、年齢や所得に関係なく一律に定額が賦課され ることから、子育て世帯の保険料負担が大きくなっている。

本市独自の制度として、平成30年度から子どもの均等割保険料の一部を減免し ているところだが、子育て世帯の負担感は依然として大きい。

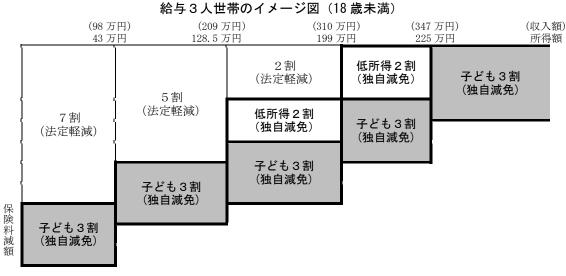
こうした背景を踏まえ、本市としては、令和4年度から国が未就学児に係る均等 割の5割軽減を実施することと併せ、子育て世帯への更なる支援として、子どもの 均等割保険料の減免割合拡充を検討している。

2 減免内容

18歳未満の子どもの均等割保険料の最大5割(現行3割)を減免する。 対象世帯:約8,000世帯(約13,300人) 減免額:約1.4億円 ※拡充による減免額増約 0.3 億円

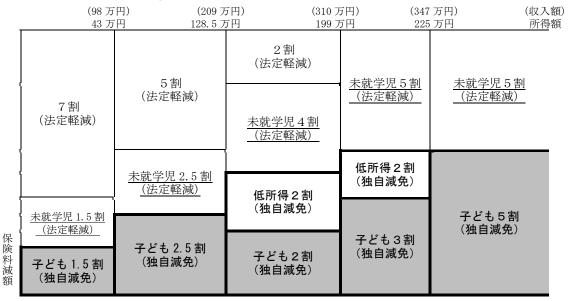
低所得世帯減免及び子育て世帯減免を実施したイメージ 3

(1) 現行



(2) 拡充後

①給与3人世帯のイメージ図 (未就学児)



- ※下線部がR4開始の未就学児軽減。均等割(7·5·2割軽減該当の場合は軽減後)の5割が軽減される。
 ※市独自減免は太枠部。未就学児は法定軽減と独自減免により均等割保険料が賦課されない。
- ※低所得者減免は、世帯の所得が一定以下の場合に均等割・平等割の2割を減免するもの。

②給与3人世帯のイメージ図(18歳未満(未就学児除く))

